

証券コード 4628

平成29年6月8日

株 主 各 位

大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号

エスケー化研株式会社

代表取締役社長 藤 井 実 広

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号 当社本社会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第61期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第61期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.sk-kaken.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などが見られるものの、個人消費の回復が足踏み状態を続けています。

また、英国のEU離脱問題や米国の新政権発足後の動向、中国をはじめとするアジア新興国の経済等、世界経済の不確実性により先行きは不透明な状況が続いています。

建築塗料業界におきましては、首都圏を中心とした大規模再開発が進行しておりますが、一方、建築現場の労務者不足による工事の遅れ、需給バランスの崩れ、建築費・人件費の高騰等、厳しい市場環境が続いております。

このような状況下、当社グループは、引き続き、新築市場だけでなく膨大な住宅その他のストックを抱えるリニューアル市場において、当社の技術革新による製品、超耐久・超低汚染塗料、都市グリーン化推進や環境問題に対応した省エネタイプの遮熱材、オリジナルの高意匠性塗材や耐火被覆・断熱材等の拡販に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、917億62百万円（前期比0.9%減）となりました。利益面におきましては、営業利益は、125億41百万円（同5.0%増）、経常利益は、128億11百万円（同18.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、89億69百万円（同25.6%増）となりました。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分      | 第 60 期<br>(平成28年3月期) |           | 第 61 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年3月期) |           | 前連結会計年度比 |           |
|----------|----------------------|-----------|-----------------------------------|-----------|----------|-----------|
|          | 金 額                  | 構成比       | 金 額                               | 構成比       | 金 額      | 増減率       |
| 建築仕上塗材事業 | 84,827               | %<br>91.6 | 83,893                            | %<br>91.4 | △934     | %<br>△1.1 |
| 耐火断熱材事業  | 5,554                | 6.0       | 5,896                             | 6.4       | 342      | 6.2       |
| その他の事業   | 2,238                | 2.4       | 1,972                             | 2.2       | △266     | △11.9     |
| 合 計      | 92,620               | 100.0     | 91,762                            | 100.0     | △858     | △0.9      |

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は3億77百万円であります。

その主なものは、建築仕上塗材事業における生産設備の増強並びに維持補修によるものであります。

所要資金は全額自己資金をもって充当しました。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 第 58 期<br>平成26年3月期 | 第 59 期<br>平成27年3月期 | 第 60 期<br>平成28年3月期 | 第 61 期<br>(当連結会計年度)<br>平成29年3月期 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 94,890             | 90,650             | 92,620             | 91,762                          |
| 経 常 利 益(百万円)             | 14,499             | 14,171             | 10,820             | 12,811                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 9,115              | 9,292              | 7,141              | 8,969                           |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 654.12             | 674.87             | 524.73             | 664.44                          |
| 総 資 産(百万円)               | 101,077            | 106,907            | 110,737            | 118,616                         |
| 純 資 産(百万円)               | 77,247             | 86,368             | 89,630             | 96,690                          |
| 1株当たり純資産額(円)             | 5,595.96           | 6,305.94           | 6,633.31           | 7,166.06                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。

(4) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金          | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容              |
|---------------------------------|----------------|----------|----------------------|
| SKK(S)PTE. LTD.                 | 6,000千S\$      | 100.0%   | 建築仕上塗材事業<br>・その他の事業  |
| SK KAKEN(M)SDN. BHD.            | 1,000千M\$      | 100.0    | 建築仕上塗材事業<br>・その他の事業  |
| SKK CHEMICAL(M)SDN. BHD.        | 28,000千M\$     | 100.0    | 建築仕上塗材事業<br>・その他の事業  |
| SK COATINGS SDN. BHD.           | 150千M\$        | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SKK(H'K)CO., LTD.               | 22,130千HK\$    | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO., LTD.  | 10,000千US\$    | 100.0    | 建築仕上塗材事業<br>・耐火断熱材事業 |
| SK KAKEN(THAILAND)CO., LTD.     | 27,000千BAHT    | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| H. K. SHIKOKU CO., LTD.         | 90,225千HK\$    | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SIKOKUKAKEN(LANGFANG)CO., LTD.  | 12,500千US\$    | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SKK CHEMICAL(THAILAND)CO., LTD. | 250,000千BAHT   | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SKK VIETNAM CO., LTD.           | 500千US\$       | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| PT SKK KAKEN INDONESIA (注) 2    | 12,000千US\$    | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| PT SKK KAKEN KONSTRUKSI (注) 3   | 22,000,000千IDR | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| PT SKK KAKEN DISTRIBUSI (注) 4   | 11,000,000千IDR | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |

- (注) 1. 当社の議決権比率には間接所有割合を含んでおります。  
2. PT SKK KAKEN INDONESIAは、平成28年8月に増資を行い、資本金が増加しております。  
3. 平成28年9月に、PT SKK KAKEN KONSTRUKSIを設立いたしました。  
4. 平成28年9月に、PT SKK KAKEN DISTRIBUSIを設立いたしました。  
5. SKK KAKEN(KOREA)CO., LTD. は、平成29年4月に解散決議を行い清算手続き中のため、重要な子会社から除外しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の新政権における政策動向や英国のEU離脱による影響、中国をはじめとするアジア新興国の経済動向等、世界経済の不確実性により先行き不透明な状況が依然として続くと思われます。

一方、建築塗料業界におきましては、労務者不足に起因した労務単価の高騰や工事の遅れが予測される等厳しい経営環境で推移するものと考えられます。

このような状況下、当社グループといたしましては、「省エネ」「快適」「健康」「安全」「安心」の五つのテーマの需要開発に努めると共に、「多くの顧客に利益と喜びを与え、社会に貢献することを最大の使命」とする経営理念や社是・社訓を活かした事業活動を進めております。そして、コーポレートガバナンス体制を重視した社内組織体制の一層の充実を図り、より一段と国内外の新市場の開発に尽力し、持続可能な新技術革新、新製品の開発を通じて会社業績向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

建築仕上塗料事業……有機無機水系塗材、合成樹脂塗料、無機質系塗材、無機質建材の製造販売及び特殊仕上工事の請負

耐火断熱材事業……断熱材、耐火被覆材、耐火塗料の製造販売及び耐火断熱工事の請負

その他の事業……各種化成品、洗浄剤等の製造販売

(7) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社

|        |                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社    | 大阪府茨木市                                                                                                                                |
| 支 社    | 東京（東京都新宿区）                                                                                                                            |
| 支 店    | 大阪（大阪府茨木市）、東京（東京都新宿区）、福岡（福岡市東区）、名古屋（名古屋市中区）、札幌（札幌市東区）、仙台（仙台市宮城野区）、千葉（千葉市稲毛区）、埼玉（さいたま市見沼区）、横浜（横浜市戸塚区）、広島（広島市佐伯区）、神戸（神戸市兵庫区）、京都（京都市伏見区） |
| 工 場    | 大阪（大阪府茨木市）、神奈川（神奈川県座間市）、九州（福岡県嘉徳郡桂川町）、大分（大分県大分市）、名古屋（愛知県半田市）、兵庫（兵庫県加東市）、埼玉（埼玉県加須市）                                                    |
| 研 究 所  | 第一技術研究所（大阪府茨木市）、第二技術研究所（大阪府茨木市）                                                                                                       |
| 研修センター | SKKグローバルセンター（大阪府茨木市）                                                                                                                  |

（注） 平成28年11月28日付で、登記上の本店所在地を本社事務所の所在地である大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号に変更しました。

② 子会社

|                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| SKK(S)PTE. LTD.                 | シンガポール |
| SK KAKEN(M)SDN. BHD.            | マレーシア  |
| SKK CHEMICAL(M)SDN. BHD.        | マレーシア  |
| SK COATINGS SDN. BHD.           | マレーシア  |
| SKK(H'K)CO., LTD.               | 香港     |
| SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO., LTD.  | 中国 上海  |
| SK KAKEN(THAILAND)CO., LTD.     | タイ     |
| H. K. SHIKOKU CO., LTD.         | 香港     |
| SIKOKUKAKEN(LANGFANG)CO., LTD.  | 中国 廊坊  |
| SKK CHEMICAL(THAILAND)CO., LTD. | タイ     |
| SKK VIETNAM CO., LTD.           | ベトナム   |
| PT SKK KAKEN INDONESIA          | インドネシア |

(8) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 2,247名  | 71名増        |

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 1,321名  | 31名増      | 40.9歳   | 12.1年       |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 額    |
|---------------------------|----------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 1,000百万円 |
| 株 式 会 社 近 畿 大 阪 銀 行       | 1,000    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,000    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 30       |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 48,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,673,885株
- ③ 株主数 345名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                               | 持 株 数 （ 千 株 ） | 持 株 比 率 （ % ） |
|---------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 四 国 興 産 有 限 会 社                                                     | 4,151         | 30.7          |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク<br>ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー                  | 1,306         | 9.6           |
| ジ ェ ー ビ ー モ ル ガ ン<br>チ ェ ー ス バ ン ク 3 8 0 6 8 4                      | 745           | 5.5           |
| 株 式 会 社 近 畿 大 阪 銀 行                                                 | 555           | 4.1           |
| 藤 井 実                                                               | 469           | 3.4           |
| 藤 井 実 広                                                             | 469           | 3.4           |
| 藤 井 訓 広                                                             | 469           | 3.4           |
| エ ス ケ ー 化 研 共 栄 会                                                   | 460           | 3.4           |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                 | 413           | 3.0           |
| ビービーエイチフォーフィデリティ<br>ロープライズドストックファンド<br>（プリンシパルオールセクター<br>サブポートフォリオ） | 348           | 2.5           |

- （注） 1. 当社は、自己株式を2,181,114株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 藤 井 實   | SK KAKEN (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK VIETNAM CO., LTD. 代表取締役<br>特定非営利活動法人大阪シニア創造学院理事<br>長<br>SIKOKUKAKEN (SHANGHAI) CO., LTD. 取締役<br>H. K. SHIKOKU CO., LTD. 取締役<br>SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD. 取締役<br>PT SKK KAKEN INDONESIA 取締役                                         |
| 専 務 取 締 役 | 坂 本 雅 英 | 技術・生産担当<br>SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役<br>SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD. 監査役                                                                                                                                                                                                                                        |
| 常 務 取 締 役 | 藤 井 実 広 | 事業本部長<br>SKK (S) PTE. LTD. 代表取締役<br>SKK (H' K) CO., LTD. 代表取締役<br>SK KAKEN (M) SDN. BHD. 代表取締役<br>SKK CHEMICAL (M) SDN. BHD. 代表取締役<br>SK COATINGS SDN. BHD. 代表取締役<br>H. K. SHIKOKU CO., LTD. 代表取締役<br>SIKOKUKAKEN (SHANGHAI) CO., LTD. 代表取締役<br>SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役 |
| 取 締 役     | 藤 井 訓 広 | 営業統括管理部長兼総務・人事部長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 取 締 役     | 福 岡 透   | 東京支社長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 取 締 役     | 伊 藤 義 之 | 購買部長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 長 澤 啓 三 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 本 竜 坦 道 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 森 山 剛 正 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 監 査 役     | 古 越 浩 二 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

- (注) 1. 取締役長澤啓三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本竜坦道氏及び監査役古越浩二氏は、社外監査役であります。
3. 平成29年4月1日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。
- ・藤井實氏は、代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
  - ・藤井実広氏は、常務取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
4. 本竜坦道氏は、平成28年11月5日開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
5. 当社は、取締役長澤啓三氏、監査役本竜坦道氏及び監査役古越浩二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退 任 日      | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|------------|------|---------------------|
| 東 浦 信 光 | 平成28年6月29日 | 辞任   | 監査役                 |

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 総 額   |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1) | 225百万円<br>(5) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 7<br>(4)      |
| 合 計                | 11        | 233           |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬年額は270百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬年額は30百万円以内であります。
3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額88百万円(取締役7名に対し86百万円(うち社外取締役1名に対し1百万円)、監査役3名に対し1百万円(うち社外監査役2名に対し1百万円))。
  - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額30百万円(取締役7名に対し29百万円(うち社外取締役1名に対し0百万円)、監査役3名に対し0百万円(うち社外監査役2名に対し0百万円))。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成28年6月29日開催の第60期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し支払った役員退職慰労金は0百万円であります。

(金額には、上記イ.及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、監査役分0百万円が含まれております。)

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役長澤啓三氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役本竜坦道氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、また、監査役会7回開催のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役古越浩二氏は、平成28年6月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のうち8回出席し、また、監査役会5回開催のうち5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 ひびき監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 38百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社12社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針について、次のとおり決議しております。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況及び必要に応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係るマニュアルを整備し、当社グループ（当社及び当社の子会社。以下、同じ）の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

当社グループの役職員は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には遅滞なく取締役会及び監査役に報告するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループの損失の危険の管理については、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。

ロ．組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク管理を行うものとする。

ハ．不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ各社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき当社への事前協議・報告によるグループ各社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ロ. グループ各社は当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には遅滞なく当社の取締役会及び監査役に報告するものとする。
- なお、前記報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底するものとする。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- 現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、必要な場合には監査役業務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとする。また、当該スタッフは専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会に出席し取締役からその職務執行について報告を受けるものとする。また、監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することにより、監査の実効性を確保できるものとする。
- ハ. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合、あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うものとする。
- ニ. 当社は、監査役がその職務執行について支出した費用は、当該費用が監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
- ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

#### (5) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株券等に対する大量買付行為（下記③ロ．で定義されます。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

##### ② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

###### イ．当社グループの企業価値の源泉

当社は昭和30年7月大阪市北区にて、現代表取締役藤井實が四国化学研究所を創設し、塗料用廃液溶剤類の蒸留精製及び建築用塗料製品の製造販売をはじめました。昭和36年8月に大阪府茨木市清水に、大阪工場を建設、稼働を開始し、昭和38年6月に商号を四国化研工業株式会社に變更、砂壁状吹付材を開発し、製造販売を開始しました。その後、外装吹付タイル、高級厚付仕上材、超耐久性塗料、セラミック系耐久被覆材など外装用塗料を中心に開発を手がけました。

当社は、建築仕上塗材事業、耐火断熱材事業、その他の事業を主な事業としており、創業以来、建築用の仕上塗材に特化しており、自動車や造船や家電などの塗料は扱っておりません。

当社グループの企業価値の源泉は、以下の3つに整理されます。

・当社グループの総合的な技術力について

創業以来、建築用の仕上塗材に特化して業績を発展させてきましたが、当社の技術開発も建築用の外装、内装等の分野に集中して研究を進めた結果、他社の追随を許さない総合的な技術力を有するに至りました。大阪に第一、第二の2つの研究所を有し、70名前後の研究者が常時、研究を重ねて新製品の開発から、製品の改良改善に至る研究を続けております。また、当社開発製品にかかる特許は数百件を有し、競合他社との一層の差別化を図っております。

・拠点ネットワークときめ細かなサービスについて

東京、大阪、名古屋、福岡などをはじめとし1支社、12支店を核として、全国主要都市に約50か所の営業所を販売拠点として営業を展開しております。また、海外ではシンガポール、マレーシア、香港をはじめとする東南アジアと中国大陆に現地子会社を設置し海外の販売体制も整備されております。

これらの事業所がそれぞれの地域の販売店、施工店、ゼネコン、設計事務所等に対して、積極的な販売活動、定期的な展示会・説明会等を通じてのPR活動及び設計指定活動、また、きめ細かなサービス活動等を実施し、市場開発と販売拡大を推進しております。この結果、建築用仕上材について、顧客との信頼関係が醸成されるに至っております。

・無から有を生ずる企業風土と健全な財務体質について

以上のような、販売活動を支える精神的支柱である「如何に世の中のお役に立ち働くべきか、如何に世の中のお役に立つ製品づくりや需要づくりをしていくべきか」の精神が脈々と生きており、従業員一人ひとりの主体性や挑戦心に満ち溢れた企業風土が定着しております。この企業風土を一言で表すなら、昼夜に亘って創意工夫をこらし、常に「無から有」の実践を行うことにつきますと言えます。

また、当社が今後、引き続き拡大を遂げるためにはそれぞれの地域において前向きな設備投資や人的投資が必要になると考えられます。当社はこれらにも迅速に対応できる財務体質と資金力を保有しており、当社グループ成長の礎となっております。

ロ．企業価値向上に向けた取組み

上記イ．の当社グループの企業価値の源泉を今後も継続し、発展させていくことが、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。具体的には絶え間の無いコストダウンを図りながら、トップシェアとしての比率拡大を目指しております。また、既存の市場や地域に固執せず、「無から有」の企業精神をいかに発揮して、新たな市場や未開拓の地域へ進出することにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

ハ．コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は定款において取締役の総数を10名以内とすることとして、現在、7名の取締役が選任されており（内、1名は社外取締役）、少数による迅速かつ機動的な経営判断を行える体制としております。また、監査役につきましては3名が選任されており、内2名が社外監査役で、より独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制を整えております。

また、社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、各部署の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等について社内業務監査を実施し、常勤監査役も出席する監査報告会で報告し、内部監査情報の共有を図っております。当社は適切な内部統制システムを整備・運用するために内部監査室を中心とした内部統制プロジェクトチームを設置しており、その有効性を高めることによって一層の経営品質の向上を継続的に図っていると同時に、内部統制システムについて取締役会で決議しております。これに基づき、当社として業務の適正を確保する内部統制システムの整備を継続的に推し進めております。また、当社はリスク管理委員会、ISO委員会、モラル安全衛生委員会を設置しており、会議を通じて問題点が提起され、諸対策が講じられております。また、事故対応発生時においては、社内危機管理規程に基づき対処することで、影響が最小限に止まるよう体制を構築しております。また、必要に応じて、弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士などの複数の専門家からアドバイスを受ける体制を採っております。



## 二、株主の皆様に対する還元策

当社は、株主に対する利益還元が経営における重要課題の一つであることを常に認識するとともに、将来に備え財務体質と経営基盤の強化を図ることにより、安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本といたしております。

今後はこの方針に加えて、企業価値向上の成果を還元させていただくことで、更に株主の皆様へ支援していただけるよう、業績・収益状況に対応した配当を実現しつつ、企業価値の一層の充実を図りたいと考えております。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

#### イ、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

当社としては、当社株券等の大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記ロ．で定義されます。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成28年5月10日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、平成28年6月29日開催の当社第60期定時株主総会にて、本プランの導入は株主の皆様により承認、可決されました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

ロ. 本プランの対象となる行為

本プランの対象となる行為は、概ね当社の株券等の20%以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）であり、本プランは大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行いまたは行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、事前に株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、かつ、株主の皆様及び当社取締役会による大量買付行為についての情報の収集及び検討のために必要な一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

ハ. 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本新株予約権には、①大量買付者やその関係者による行使を禁じる行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項を付すことが予定されています。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

ニ. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールが遵守されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的

な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

ホ. 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるに当たって、大量買付行為があった事実、大量買付者から大量買付行為の内容の検討に必要な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動・不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

④ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- イ. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- ロ. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること
- ハ. 株主意思を重視するものであること
- ニ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- ホ. 合理的な客観的要件を設定していること
- ヘ. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- ト. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ  
(<http://www.sk-kaken.co.jp>) をご参照ください。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
|-------------------|---------|-------------------------|---------|
| (資 産 の 部)         |         | (負 債 の 部)               |         |
| 流 動 資 産           | 99,590  | 流 動 負 債                 | 19,519  |
| 現 金 及 び 預 金       | 70,794  | 支払手形及び買掛金               | 5,983   |
| 受取手形及び売掛金         | 20,213  | 短 期 借 入 金               | 3,030   |
| 商 品 及 び 製 品       | 2,199   | 未 払 金                   | 5,338   |
| 仕 掛 品             | 1,027   | 未 払 法 人 税 等             | 2,245   |
| 未 成 工 事 支 出 金     | 177     | 賞 与 引 当 金               | 1,545   |
| 原材料及び貯蔵品          | 4,058   | 役 員 賞 与 引 当 金           | 88      |
| 繰 延 税 金 資 産       | 730     | 製 品 保 証 引 当 金           | 49      |
| そ の 他             | 451     | そ の 他                   | 1,237   |
| 貸 倒 引 当 金         | △62     | 固 定 負 債                 | 2,407   |
| 固 定 資 産           | 19,025  | 繰 延 税 金 負 債             | 41      |
| 有 形 固 定 資 産       | 13,767  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 1,109   |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 4,516   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 71      |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 721     | そ の 他                   | 1,185   |
| 土 地               | 8,340   | 負 債 合 計                 | 21,926  |
| 建 設 仮 勘 定         | 107     | ( 純 資 産 の 部 )           |         |
| そ の 他             | 81      | 株 主 資 本                 | 95,732  |
| 無 形 固 定 資 産       | 1,092   | 資 本 金                   | 2,662   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 4,165   | 資 本 剰 余 金               | 3,137   |
| 投 資 有 価 証 券       | 14      | 利 益 剰 余 金               | 99,333  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 256     | 自 己 株 式                 | △9,399  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 538     | その他の包括利益累計額             | 957     |
| そ の 他             | 3,506   | その他有価証券評価差額金            | 2       |
| 貸 倒 引 当 金         | △150    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 1,016   |
|                   |         | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △60     |
| 資 産 合 計           | 118,616 | 純 資 産 合 計               | 96,690  |
|                   |         | 負 債 純 資 産 合 計           | 118,616 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から）  
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                           | 金 額   |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                         |       | 91,762 |
| 売 上 原 価                       |       | 62,674 |
| 売 上 総 利 益                     |       | 29,087 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 16,545 |
| 営 業 利 益                       |       | 12,541 |
| 営 業 外 収 益                     |       |        |
| 受 取 利 息                       | 323   |        |
| 受 取 配 当 金                     | 0     |        |
| そ の 他                         | 158   | 482    |
| 営 業 外 費 用                     |       |        |
| 支 払 利 息                       | 11    |        |
| 減 損 損 失                       | 130   |        |
| 為 替 差 損                       | 64    |        |
| そ の 他                         | 6     | 213    |
| 経 常 利 益                       |       | 12,811 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 12,811 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 3,850 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △8    | 3,841  |
| 当 期 純 利 益                     |       | 8,969  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | —      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 8,969  |

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）  
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                                     | 株 主 資 本 |            |            |            |             | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                  |                       | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------------------|---------|------------|------------|------------|-------------|-----------------------|--------------|------------------|-----------------------|------------|
|                                     | 資本金     | 資 本<br>剰余金 | 利 益<br>剰余金 | 自 己<br>株 式 | 株主資本<br>本合計 | その他の有価証<br>券評価差額金     | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当連結会計年度期首残高                         | 2,662   | 3,137      | 91,241     | △9,205     | 87,835      | 0                     | 1,886        | △91              | 1,795                 | 89,630     |
| 当連結会計年度変動額                          |         |            |            |            |             |                       |              |                  |                       |            |
| 剰 余 金 の 配 当                         |         |            | △878       |            | △878        |                       |              |                  |                       | △878       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益             |         |            | 8,969      |            | 8,969       |                       |              |                  |                       | 8,969      |
| 自 己 株 式 の 取 得                       |         |            |            | △194       | △194        |                       |              |                  |                       | △194       |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>( 純 額 ) |         |            |            |            | －           | 2                     | △870         | 30               | △837                  | △837       |
| 当 連 結 会 計 年 度<br>変 動 額 合 計          | －       | －          | 8,091      | △194       | 7,897       | 2                     | △870         | 30               | △837                  | 7,059      |
| 当連結会計年度末残高                          | 2,662   | 3,137      | 99,333     | △9,399     | 95,732      | 2                     | 1,016        | △60              | 957                   | 96,690     |

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………17社
- ・主要な連結子会社の名称……………SKK(S) PTE. LTD.、SK KAKEN(M) SDN. BHD.、SKK CHEMICAL(M) SDN. BHD.、SK COATINGS SDN. BHD.、SKK(H'K) CO., LTD.、SIKOKUKAKEN(SHANGHAI) CO., LTD.、SK KAKEN(THAILAND) CO., LTD.、H. K. SHIKOKU CO., LTD.、SIKOKUKAKEN(LANGFANG) CO., LTD.、SKK CHEMICAL(THAILAND) CO., LTD.、SKK VIETNAM CO., LTD.、PT SKK KAKEN INDONESIA
- ・連結の範囲の変更……………当連結会計年度において新規設立したことにより、PT SKK KAKEN KONSTRUKSI、PT SKK KAKEN DISTRIBUSIを新たに連結の範囲に含めております。
- ・非連結子会社の名称……………該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外連結子会社の事業年度の末日は12月31日となっております。

連結計算書類の作成にあたっては各社の事業年度の末日の計算書類を使用し、連結会計年度との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)
- ・時価のないもの……………総平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

- ・商品、製品、原材料、……………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・未成工事支出金……………個別法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 31～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 8～9年   |
- ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金……………当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- ニ. 製品保証引当金……………製品のアフターサービスまたはクレームに備えるため、過去の実績比率に基づき当連結会計年度の必要見込額を計上しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金……………当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末必要額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法……………当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。



⑤ 収益及び費用の計上方法

当社は、工期３ヶ月超の工事に係る収益の計上について、当連結会計年度末における進捗部分について成果の確実性が認められる工事は工事進行基準（工事の進捗率の見積りは施工面積等を基準とした技術進捗率）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,345百万円

(2) 保証債務

当社得意先の三井物産ケミカル㈱に対し、当社特約店債権の回収不能について、３億46百万円の債務保証を行っております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 15,673千株      | 一千株          | 一千株          | 15,673千株     |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 2,161千株       | 19千株         | 一千株          | 2,181千株      |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加19千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加18千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

平成28年6月29日開催の第60期定時株主総会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 878百万円     |
| ・配当の原資    | 利益剰余金      |
| ・1株当たり配当額 | 65円        |
| ・基準日      | 平成28年3月31日 |
| ・効力発生日    | 平成28年6月30日 |

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年6月29日開催予定の第61期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 877百万円     |
| ・配当の原資    | 利益剰余金      |
| ・1株当たり配当額 | 65円        |
| ・基準日      | 平成29年3月31日 |
| ・効力発生日    | 平成29年6月30日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては主として流動性が高い短期金融資産にて行っております。

デリバティブ取引は、主に外貨建債権債務に関する為替予約取引であり、将来の著しい為替の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約取引を行い、リスクを回避しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、経常的な運転資金の調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、事業本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに与信残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社につきましては、当社国際事業本部にて同様の管理を行っております。

##### ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して必要に応じて為替予約取引を利用してヘッジしております。

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社グループの借入金は経常的な運転資金の調達で短期間で決済されるため、支払金利の変動リスクは僅少であります。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、事業計画等に基づき、経理部にて資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。連結子会社につきましても同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
(単位：百万円)

|                   | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|-------------------|------------|--------|-----|
| 現 金 及 び 預 金       | 70,794     | 70,794 | —   |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 20,213     | 20,213 | —   |
| 投 資 有 価 証 券       | 11         | 11     | —   |
| 資 産 計             | 91,019     | 91,019 | —   |
| 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 5,983      | 5,983  | —   |
| 短 期 借 入 金         | 3,030      | 3,030  | —   |
| 未 払 金             | 5,338      | 5,338  | —   |
| 未 払 法 人 税 等       | 2,245      | 2,245  | —   |
| 負 債 計             | 16,598     | 16,598 | —   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっております。

負債

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分       | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|-----------|-----------------|
| 非 上 場 株 式 | 2               |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                   | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現 金 及 び 預 金       | 70,794 | —           | —            | —    |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 20,213 | —           | —            | —    |
| 合 計               | 91,007 | —           | —            | —    |

**6. 1株当たり情報に関する注記**

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 7,166.06円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 664.44円   |

**7. 資産除去債務に関する注記**

建物等の賃借契約における原状回復義務等において、当該賃借物件の敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度に属する金額を費用計上しております。

## 貸 借 対 照 表

(平成29年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
|-----------------|---------|-------------------------|---------|
| (資 産 の 部)       |         | (負 債 の 部)               |         |
| 流 動 資 産         | 86,428  | 流 動 負 債                 | 17,155  |
| 現 金 及 び 預 金     | 61,188  | 支 払 手 形                 | 1,139   |
| 受 取 手 形         | 6,670   | 買 掛 金                   | 3,927   |
| 売 掛 金           | 11,200  | 短 期 借 入 金               | 3,030   |
| 商 品 及 び 製 品     | 1,640   | 未 払 金                   | 4,338   |
| 仕 掛 品           | 947     | 未 払 費 用                 | 517     |
| 未 成 工 事 支 出 金   | 164     | 未 払 法 人 税 等             | 2,211   |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,173   | 未 払 消 費 税 等             | 320     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 726     | 賞 与 引 当 金               | 1,486   |
| そ の 他           | 1,957   | 役 員 賞 与 引 当 金           | 88      |
| 貸 倒 引 当 金       | △240    | 製 品 保 証 引 当 金           | 26      |
| 固 定 資 産         | 19,321  | そ の 他                   | 68      |
| 有 形 固 定 資 産     | 11,272  | 固 定 負 債                 | 2,391   |
| 建 物             | 3,001   | 預 り 保 証 金               | 1,185   |
| 構 築 物           | 71      | 退 職 給 付 引 当 金           | 96      |
| 機 械 及 び 装 置     | 288     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 1,109   |
| 車 両 運 搬 具       | 8       | 負 債 合 計                 | 19,546  |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 50      | (純 資 産 の 部)             |         |
| 土 地             | 7,754   | 株 主 資 本                 | 86,201  |
| 建 設 仮 勘 定       | 97      | 資 本 金                   | 2,662   |
| 無 形 固 定 資 産     | 58      | 資 本 剰 余 金               | 3,137   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 40      | 資 本 準 備 金               | 3,137   |
| そ の 他           | 17      | 利 益 剰 余 金               | 89,801  |
| 投 資 其 他 の 資 産   | 7,990   | 利 益 準 備 金               | 455     |
| 投 資 有 価 証 券     | 14      | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 89,346  |
| 関 係 会 社 株 式     | 4,091   | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 21      |
| 長 期 貸 付 金       | 1,080   | 別 途 積 立 金               | 80,550  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 833     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 8,775   |
| 差 入 保 証 金       | 991     | 自 己 株 式                 | △9,399  |
| そ の 他           | 1,613   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 2       |
| 貸 倒 引 当 金       | △201    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2       |
| 投 資 損 失 引 当 金   | △432    | 純 資 産 合 計               | 86,203  |
| 資 産 合 計         | 105,750 | 負 債 純 資 産 合 計           | 105,750 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 78,047 |
| 売 上 原 価                 |       | 54,063 |
| 売 上 総 利 益               |       | 23,983 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 12,876 |
| 営 業 利 益                 |       | 11,107 |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 229   |        |
| 為 替 差 益                 | 31    |        |
| そ の 他                   | 215   | 476    |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 10    |        |
| 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 159   |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 160   |        |
| そ の 他                   | 4     | 334    |
| 経 常 利 益                 |       | 11,249 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 11,249 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,570 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △152  | 3,417  |
| 当 期 純 利 益               |       | 7,832  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                       | 株 主 資 本 |            |            |                      |              |                  |                  |         |                | 評 価 ・ 換<br>算 差 額 等 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------------------------|---------|------------|------------|----------------------|--------------|------------------|------------------|---------|----------------|--------------------|--------------|
|                                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金  |                      |              |                  |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |                    |              |
|                                       |         | 資 準<br>備 金 | 利 準<br>備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金      |              |                  | 利 益 剰 余<br>金 合 計 |         |                |                    |              |
|                                       |         |            |            | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                  |         |                |                    |              |
| 当 期 首 残 高                             | 2,662   | 3,137      | 455        | 23                   | 75,350       | 7,019            | 82,847           | △9,205  | 79,441         | 0                  | 79,441       |
| 当 期 変 動 額                             |         |            |            |                      |              |                  |                  |         |                |                    |              |
| 固定資産圧縮積<br>立金の取崩し                     |         |            |            | △1                   |              | 1                | －                |         | －              |                    | －            |
| 別途積立金の積<br>立て                         |         |            |            |                      | 5,200        | △5,200           | －                |         | －              |                    | －            |
| 剰余金の配当                                |         |            |            |                      |              | △878             | △878             |         | △878           |                    | △878         |
| 当 期 純 利 益                             |         |            |            |                      |              | 7,832            | 7,832            |         | 7,832          |                    | 7,832        |
| 自己株式の取得                               |         |            |            |                      |              |                  |                  | △194    | △194           |                    | △194         |
| 株主資本以外の<br>項 目 の 当 期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |            |            |                      |              |                  |                  |         | －              | 2                  | 2            |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | －       | －          | －          | △1                   | 5,200        | 1,755            | 6,953            | △194    | 6,759          | 2                  | 6,761        |
| 当 期 末 残 高                             | 2,662   | 3,137      | 455        | 21                   | 80,550       | 8,775            | 89,801           | △9,399  | 86,201         | 2                  | 86,203       |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………総平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
  - ・時価のないもの……………総平均法による原価法を採用しております。
- ③ たな卸資産
  - ・商品、製品、原材料、仕掛品、……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
  - ・未成工事支出金……………個別法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 31～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 8～9年   |
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

- ④ 製品保証引当金……………製品のアフターサービスまたはクレームに備えるため、過去の実績比率に基づき、当事業年度の必要見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当事業年度末必要額を計上しております。
- ⑦ 投資損失引当金……………子会社への投資に係る損失に備えるため、財政状態の実情を勘案して必要額を引当計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上方法
- 工期３ヶ月超の工事に係る収益の計上について、当事業年度末における進捗部分について成果の確実性が認められる工事は工事進行基準（工事の進捗率の見積りは施工面積等を基準とした技術進捗率）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。
- (追加情報)
- (繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)
- 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,191百万円
- (2) 保証債務  
当社得意先の三井物産ケミカル㈱に対し、当社特約店債権の回収不能について、3億46百万円の債務保証を行っております。
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 2,629百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 1,080百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 77百万円    |

### 4. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 売上高        | 2,233百万円 |
| ② 仕入高        | 658百万円   |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 133百万円   |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 2,161千株     | 19千株       | 一千株        | 2,181千株    |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加19千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加18千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

|                | 金 額   |
|----------------|-------|
| 繰延税金資産         |       |
| 未払事業税          | 105   |
| 貸倒引当金          | 136   |
| 賞与引当金          | 459   |
| 賞与引当金に対する社会保険料 | 70    |
| 役員退職慰労引当金      | 339   |
| 投資損失引当金        | 132   |
| 関係会社株式評価損      | 420   |
| 減損損失           | 50    |
| その他            | 16    |
| 繰延税金資産計        | 1,730 |
| 繰延税金負債         |       |
| 前払年金資産、退職給付引当金 | △170  |
| 繰延税金負債計        | △170  |
| 繰延税金資産の純額      | 1,559 |

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) ファイナンス・リース取引（借主側）

該当事項はありません。

### (2) オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      |       |
|------|-------|
| 1 年内 | 39百万円 |
| 1 年超 | 一百万円  |
| 合計   | 39百万円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 種 類 | 会社等の名称                                     | 議決権等の所有<br>（被 所 有）<br>割 合（％） | 関連当事者<br>との 関 係 | 取引内容                         | 取引金額<br>（百万円） | 科 目                  | 期末残高<br>（百万円） |
|-----|--------------------------------------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 子会社 | SKK<br>CHEMICAL<br>(THAILAND)<br>CO., LTD. | 所有<br>直接100%                 | 資金の援助<br>役員の兼任  | 資金の貸付<br>(注)<br>利息の受取<br>(注) | —<br>13       | 短期貸付金<br>流動資産<br>その他 | 1,222<br>70   |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

## 9. 1 株当たり情報に関する注記

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額  | 6,388.85円 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 580.17円   |

## 10. 資産除去債務に関する注記

建物等の賃借契約における原状回復義務等において、当該賃借物件の敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度に属する金額を費用計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

エスケー化研株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

|        |       |           |   |
|--------|-------|-----------|---|
| 代表社員   | 公認会計士 | 安 岐 浩 一   | 印 |
| 業務執行社員 |       |           |   |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 石 原 美 保   | 印 |
|        |       |           |   |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 中 須 賀 高 典 | 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスケー化研株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスケー化研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月16日

エスケー化研株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

|        |       |           |   |
|--------|-------|-----------|---|
| 代表社員   | 公認会計士 | 安 岐 浩 一   | ㊞ |
| 業務執行社員 |       |           |   |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 石 原 美 保   | ㊞ |
|        |       |           |   |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 中 須 賀 高 典 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスケー化研株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5 月18日

エスケー化研株式会社 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 本 竜 坦 道 ⑩

常勤監査役 森 山 剛 正 ⑩

監 査 役  
(社外監査役) 古 越 浩 二 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して内部留保の充実にも留意し、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

###### (1) 配当財産の種類

金銭

###### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金65円（普通配当20円、特別配当45円）

総額 877,030,115円

###### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

###### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 7,000,000,000円

###### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

**第2号議案 定款一部変更の件**

1. 提案の理由

将来の経営体制の強化に備え、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）第2項の役付取締役に取締役副社長を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （代表取締役および役付取締役）<br>第21条 （省 略）<br>2. 取締役会は、その決議によつて、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 | （代表取締役および役付取締役）<br>第21条 （現行どおり）<br>2. 取締役会は、その決議によつて、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および <u>取締役副社長</u> 、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏<br>( 生 年 月 日 )                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                         | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| たけ　うち　まさ　ひろ<br>竹　　　内　　正　　博<br>(昭和32年5月24日生) | 昭和56年4月　当社入社<br>平成18年4月　当社東京支社事務管理次長<br>平成26年6月　当社経理部長代理<br>平成29年4月　当社経理部長（現任） | 6,000株                 |

(注) 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 森山剛正氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>( 生 年 月 日 )             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                           | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| はま 名 しょう じ<br>浜 正 (昭和29年3月9日生) | 昭和52年4月 株式会社大和銀行入行(現 株式会<br>社りそな銀行)<br>平成11年3月 同行くずは支店支店長<br>平成16年4月 マツ六株式会社執行役員財務担当 | － 株                    |

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 浜名正二氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3. 浜名正二氏は、金融分野での豊富な見識と長年の幅広い経験を有することにより、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

**第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本總會終結の時をもって、監査役を退任されます森山剛正氏に対し、在任中の功労に報いるため当社の定める一定の基準に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

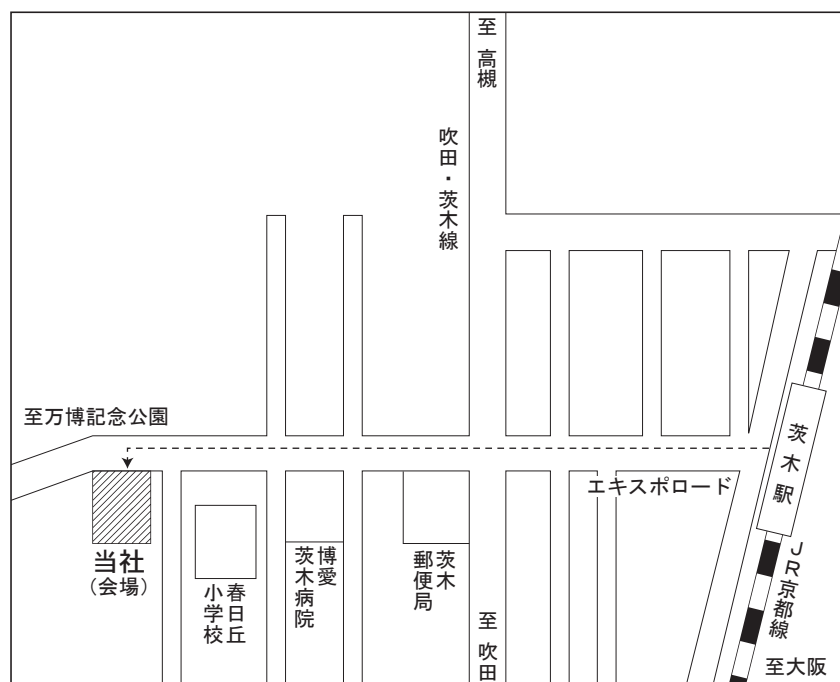
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 |    |    |    | 略 歴                                            |
|-----|----|----|----|------------------------------------------------|
| もり  | やま | たけ | まさ | 平成16年6月 当社監査役就任<br>森 山 剛 正 平成18年6月 当社常勤監査役（現任） |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

大阪府茨木市中穂積三丁目 5 番25号 当社本社会議室  
電 話 072 (621) 7720 (代表)



《交通》JR京都線（東海道本線） 茨木駅下車、西口へ出て徒歩約10分。